（使用中の変成器の構造及び誤差）

第七百七十九条　使用中の変成器の構造及び誤差は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。

（使用中の公差）

第七百八十一条　電気計器が変成器とともに使用される場合の使用中の公差は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。

（変成器の構造及び誤差の検査の方法）

第七百八十二条　変成器の構造及び誤差の検査の方法は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。

（使用中の公差の検査の方法）

第七百八十三条　電気計器が変成器とともに使用される場合の使用中の公差の検査の方法は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇二一）による。

備考　表中の［　］は注記である。

（基準器検査規則の一部改正）

第二条　基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

（温度特性）

第三百五十条　電子式のものを除く基準電力量計は、十度の温度変化による器差の差が、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる力率ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

種類	力率	限度（パーセント）
一級基準電力量計	○・五（遅れ電流）及び一	○・一
二級基準電力量計	○・五（遅れ電流）及び一	○・二
三級基準電力量計	○・五（遅れ電流）	○・五
	［略］	［略］

2　電子式の基準電力量計は、十度の温度変化による器差の差が、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる力率ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

種類	力率	限度（パーセント）
一級基準電力量計	一	○・一
二級基準電力量計	一	○・二
三級基準電力量計	一	○・四

（使用中の変成器の構造及び誤差）

第七百七十九条　使用中の変成器の構造及び誤差は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。

（使用中の公差）

第七百八十一条　電気計器が変成器とともに使用される場合の使用中の公差は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。

（変成器の構造及び誤差の検査の方法）

第七百八十二条　変成器の構造及び誤差の検査の方法は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。

（使用中の公差の検査の方法）

第七百八十三条　電気計器が変成器とともに使用される場合の使用中の公差の検査の方法は、日本産業規格Ｃ一七三六―二（二〇〇九）による。

（温度特性）

第三百五十条　基準電力量計は、十度の温度変化による器差の差が、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる力率ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる限度を超えるものであってはならない。

種類	力率	限度（パーセント）
一級基準電力量計	○・五及び一	○・一
二級基準電力量計	○・五及び一	○・二
三級基準電力量計	○・五	○・五
	［略］	［略］

［新設］